

目 次

◆ 計画の改定に当たって	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画改定の背景	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	4
5 計画の進行管理と見直し	4
◆ 計画の内容	5
1 計画の体系	5
2 重点的な取組	6
3 基本項目	8
(1) 市民等の文化芸術活動の促進に関すること	8
(2) 市民等の文化芸術に対する意識の高揚に関すること	9
(3) 文化芸術を担う人材の育成に関すること	10
(4) 文化芸術に係る交流及び情報の発信の促進に関すること	11
(5) 市民等の文化芸術に接する機会の拡充に関すること	12
(6) 文化芸術活動を行いやすくするための環境の整備に関すること	13
(7) 青少年，高齢者，障害者等の文化芸術活動の支援に関すること	14
(8) 学校教育における文化芸術活動の支援に関すること	15
(9) アイヌ文化の振興に関すること	16
(10) 地域の歴史的文化遺産の保存及び活用に関すること	17
(11) その他文化芸術の振興に関する重要なこと	18
4 施策一覧	19
◆ 参考資料	29
(1) 市民アンケート調査結果	29
(2) 関係法規	31
(3) 旭川市文化芸術振興基本計画改定に関わる経過	39

◆ 計画の改定に当たって

1 計画改定の趣旨

旭川市では、市民の自主的で創造的な文化芸術活動が一層活発に展開されることを目指して制定した「旭川市文化芸術振興条例（平成21年4月施行）」（以下「条例」という。）に基づき、平成22年11月に、平成22年度から平成27年度までを計画期間とした「旭川市文化芸術振興基本計画」（以下「計画」という。）を策定し、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきたところです。このたび計画策定から5年が経過し、最終年度となりましたことから、計画を改定するものです。

計画の改定に当たっては、条例の理念を尊重しつつ、この間の文化芸術の振興に関わる諸情勢の変化を踏まえるとともに、市民アンケート、有識者や公募市民等による「文化芸術振興基本計画検討懇話会」の意見、パブリックコメントの手続を通じていただいた幅広い意見等を取り入れるよう努めました。

～ 旭川市文化芸術振興条例前文 ～

大雪山・十勝岳連峰のもたらす豊かな自然の恵みによって生まれ、厳しくも四季折々が美しい旭川の大地で、アイヌの人々は自然と共生する豊かな文化を生み出し、また、入植してきた人々のたゆまぬ努力と英知の積重ねによって、個性豊かな文化が築き上げられてきた。

文化芸術は、人々の創造性を高め、感性を豊かにし、暮らしに潤いと安らぎをもたらすとともに、すべての人々に感動と生きる力を与えるものであり、活発な文化芸術活動は、地域への愛情と誇りを人々の心に育て、活力ある地域社会の形成に資するものである。

私たちは、先人から受け継がれてきた歴史とこれまで培われてきた文化芸術を尊重し、未来に向けて継承し、発展させていくとともに、文化芸術の交流と情報の発信を促進し、一人一人が多様な文化芸術の創造に主体的に取り組んでいかなければならない。

ここに、旭川市は、文化芸術の振興に関する基本理念と方向性を明確にするとともに、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、すべての市民が心豊かに充実した生活を営むことのできるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

2 計画改定の背景

近年、超高齢化・人口減少社会への突入、グローバル化の進展、インターネット等の情報通信技術の発展等により、国内外の諸情勢は急速に変化し、私たちの生活環境にも影響が及んでいます。また、これらの変化は、文化芸術を取り巻く状況にも影響を与え、本市においても文化芸術活動を担ってきた団体や個人の高齢化、地域コミュニティの機能低下による担い手不足等、様々な課題が表面化してきています。

国は、文化芸術の振興に関する「文化芸術振興基本法」に基づき「文化芸術の振興に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を決定し、関連施策を総合的に推進しています。

平成27年5月に決定された第4次基本方針では、文化芸術を「国民全体の社会的財産であり、創造的な経済活動の源泉でもあり、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなることから、我が国の国力を高めるもの」として位置付け、「このような認識の下、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力の増進を図るため、文化芸術の振興を国の政策の根幹に据え、今こそ『文化芸術立国』を目指すべきである」としています。

また、文化芸術、町並み、地域の歴史等を地域資源として戦略的に活用し、これらを起爆剤とする地方創生の実現や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの全国展開等を挙げています。

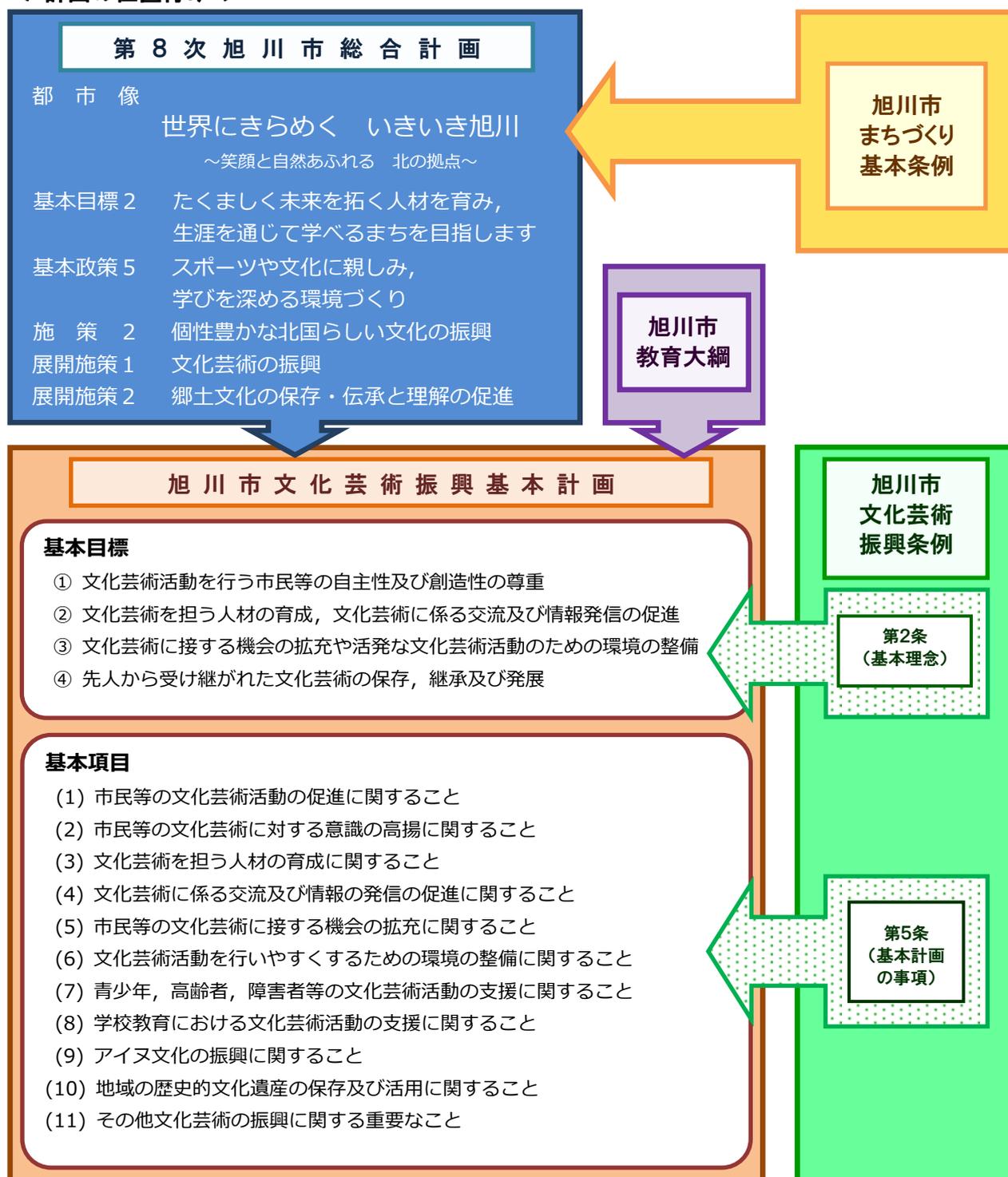
このような中、本市では、平成28年度から平成39年度を計画期間とする「第8次旭川市総合計画」が策定されました。この計画における基本目標のひとつとして、「たくましく未来を拓く人材を育み、生涯を通じて学べるまち」を目指すとし、そのために、文化芸術の振興や郷土芸能の保存・伝承等を通じ、「個性豊かな北国らしい文化の振興」を図っていくこととしています。

3 計画の位置付け

旭川市文化芸術振興基本計画は、平成28年度にスタートする「第8次旭川市総合計画」を上位計画とします。

また、条例第2条に定める4つの基本理念をもとに、計画の「基本目標」を設定し、条例第5条に定める基本計画の11の事項を計画の「基本項目」とすることで、条例の内容と整合のとれた施策の展開を図ります。

< 計画の位置付け >



4 計画の期間

第8次旭川市総合計画の期間が平成28年度から平成39年度までの12年間であることから、本計画の期間も同様に平成28年度から平成39年度までとします。

年度（平成）																					
18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
第7次旭川市総合計画（H18～H27）										第8次旭川市総合計画（H28～H39）											
旭川市文化芸術振興基本計画 （H22～H27）										旭川市文化芸術振興基本計画 （H28～H39）											

5 計画の進行管理と見直し

第8次旭川市総合計画では、その達成度を測るための成果指標が設定されており、事業の実施に当たっては、指標の達成度を踏まえながら事業の点検・評価・見直しを毎年度行っていきます。

また、本計画に位置付けられた各施策についても、この枠組みの中で点検・評価を行うこととなり、それらの状況をもとにしながら、計画の進行管理を行っていきます。

なお、計画期間中に、社会情勢や市民ニーズに大きな変化があった場合は、計画そのものの見直しを行います。

◆ 第8次旭川市総合計画における文化芸術に関する成果指標（参考）

指標	説明	基準値 （平成27年）	目標値 （平成39年）
文化芸術活動が盛んなまちであると思う市民の割合	文化芸術に触れる機会や市民による文化芸術活動の状況を市民の意識で計ります。（旭川市民アンケート調査）	32.0%	42.0%

◆ 計画の内容

1 計画の体系

条例第2条に定める基本理念をもとに、4つの「基本目標」を設定します。

また、条例第5条に定める基本計画の事項を、11の「基本項目」として設定します。

この基本項目ごとに、現状と課題を整理した上で、「基本方針」を定め、施策の概要及び具体施策を示します。

このほか、本計画期間中に特に重点的・横断的に取り組むべき事項を、「重点的な取組」として設定します。

計画	基本目標	重点的な取組	基本項目	基本方針
旭川市文化芸術振興基本計画	①文化芸術活動を行う市民等の自主性及び創造性の尊重 ②文化芸術を担う人材の育成、文化芸術に係る交流及び情報発信の促進 ③文化芸術に接する機会を拡充や活発な文化芸術活動のための環境の整備 ④先人から受け継がれた文化芸術の保存、継承及び発展	①文化芸術活動に関する情報を広く伝える ②子供や若者が文化芸術に触れ、親しむ機会を増やす ③文化芸術活動を支え、担う人材を育てる ④文化を広く範囲に捉える意識を高める	(1) 市民等の文化芸術活動の促進に関する事	(1) 市民の文化芸術活動の促進を通じて、いきいきとした魅力のあるまちをつくりだし、地域の創生につなげます。 (2) 市民の文化芸術活動に対し、助成や後援等を行うことで文化芸術活動の促進に努めます。 (3) 市民の文化芸術活動の状況を把握し、多様な情報提供ができる体制づくりに努めます。
			(2) 市民等の文化芸術に対する意識の高揚に関する事	(1) 文化芸術が盛んなまちであることを市民一人一人が実感し、それに誇りを持てるような意識づくりに努めます。 (2) 市民一人一人が主体的かつ継続的に文化芸術に参加し、意識が高揚するよう努めます。 (3) 従来の文化芸術や伝統芸能等の枠にとらわれず、文化を広範囲に捉える意識の醸成に努めます。
			(3) 文化芸術を担う人材の育成に関する事	(1) 若い世代等が文化芸術に関心を持つきっかけづくりを行い、文化芸術を担う人材を育成します。 (2) 文化芸術を担う多様な人材を育成します。 (3) 文化芸術を担う多様な人材を育てるため、指導者を育成する環境づくりに努めます。 (4) 文化芸術を担う人と指導者とを結び付けるシステムの構築に努めます。 (5) 文化ボランティアを育成することで、自主的な文化芸術活動が活発に展開されるよう努めます。
			(4) 文化芸術に係る交流及び情報の発信の促進に関する事	(1) 発達する情報通信技術等を積極的に活用しながら様々なニーズに対応できるような多様な情報発信に努め、文化芸術活動が活性化される環境づくりに努めます。 (2) 文化芸術団体が交流・連携することで、より活発な文化芸術活動の促進に努めます。 (3) 国内外の交流の振興による多様な文化交流の促進・発展に努めます。
			(5) 市民等の文化芸術に接する機会を拡充に関する事	(1) 市民それぞれのニーズに合わせた多様な催しなどを展開し、市民の誰もが旭川は「文化芸術活動の盛んなまち」であると認識できるようなまちづくりに努めます。 (2) 市民が気軽に文化芸術に接する機会を創出することで、新たな興味や関心を持つきっかけづくりに努めます。
			(6) 文化芸術活動を行いやすくするための環境の整備に関する事	(1) 生涯を通じて、文化芸術活動を行える環境づくりに努めます。 (2) 文化芸術の鑑賞が行える環境づくりに努めます。 (3) 既存の文化芸術施設の長寿命化を図ります。 (4) 施設情報の充実など、ソフト面の環境づくりに努めます。
			(7) 青少年、高齢者、障害者等の文化芸術活動の支援に関する事	(1) 青少年が学校以外でも文化芸術活動を行える環境づくりに努めます。 (2) 高齢者が生涯学習の一環として、文化芸術活動を継続できる環境づくりに努めます。 (3) 障害者等が文化芸術活動に積極的に参加できるような環境づくりに努めます。
			(8) 学校教育における文化芸術活動の支援に関する事	(1) 子どもたちが文化芸術活動を行いやすい環境づくりに努めます。 (2) 子どもたちが文化芸術を鑑賞する機会を設けることで、その興味や関心の高揚を促し、文化芸術に携わる人材の育成に努めます。 (3) 学校と文化芸術活動団体等との協力体制の構築に努めます。
			(9) アイヌ文化の振興に関する事	(1) アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現に努めます。 (2) 市民一人一人がアイヌの伝統文化を学び、理解を深める環境づくりに努めます。
			(10) 地域の歴史的文化遺産の保存及び活用に関する事	(1) 歴史的文化遺産の適切な維持・保存に努めます。 (2) 市民の郷土文化への理解の促進と地域への愛着心の向上に努めます。
			(11) その他文化芸術の振興に関する重要な事	地域資源を活用した文化芸術の振興 まちなかの賑わいを創出するイベントと連携した文化芸術の振興 北国特有の気候を活用した文化芸術の振興

2 重点的な取組

本計画における11の基本項目は、条例に基づくものであり、いずれも長期的、継続的に取り組んでいく必要があるものですが、社会情勢や市民ニーズ、現状や課題等を踏まえた上で、本計画期間中に特に重点的・横断的に取り組むべき事項を、「重点的な取組」として設定します。

現状と課題

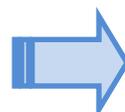
1 情報

多くの文化芸術活動が行われていても、それらの情報が市民に十分に知られていない状況にあります。



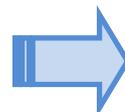
2 子ども・若者

若者の文化芸術や文化芸術活動への関心が低い傾向にあり、若者のニーズに合った取り組みや支援が求められています。また、若者の潜在ニーズの把握や自分を表現できる機会の提供、創造性・自主性を生かした若者独自の主体的な文化の育成支援が必要です。



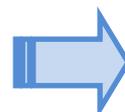
3 人材

文化芸術活動を担ってきた方々の高齢化が進み、参加者の伸び悩み、活動や運営に苦勞している個人や団体が見受けられます。また、伝統文化や郷土芸能をはじめとする様々な分野において後継者不足が進んでいます。



4 幅広い文化

ゆるキャラやアニメ、B級グルメ、いわゆるオタク文化をも含めたサブカルチャーやポップカルチャーが、文化活動のひとつとして社会的に認知され、注目されてきています。



重点的な取組

1

文化芸術活動に関する情報を広く伝える

近年の情報媒体の多様化などによる情報収集手段や通信手段の変化を踏まえるとともに、市民ニーズの把握に努め、文化芸術に関心がある人だけでなく、関心がない人にも情報が広く効果的に行きわたるような情報提供の仕組みづくりを進めます。

2

子どもや若者が文化芸術に触れ、親しむ機会を増やす

次世代を担う子どもたちや若者が、学校や地域、日常生活を通じて、様々な文化芸術に触れ親しむことができるよう、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力や情報活用能力を育む機会を充実することにより、若い世代の文化芸術活動の促進を図ります。

また、郷土の文化や文化財に接する機会を設けることで、郷土に対する愛着や誇り、地域の歴史の理解や関心を高めます。

3

文化芸術活動を支え、担う人材を育てる

将来にわたり、本市の文化芸術を継承・発展させるためには、文化芸術活動を担う人や様々な分野の指導者となる人材の育成が不可欠です。

文化芸術に関する専門的知識を持つ多様な人材を育成するとともに、各分野の指導者やリーダーとなる人材の養成を図ります。

また、これから文化芸術活動を行いたい人、実際に活動している個人や団体、鑑賞する人をつなぐ橋渡しとしての役割を担う人材の育成や仕組みづくりを推進します。

4

文化を広範囲に捉える意識を高める

従来の文化芸術や伝統芸能等の枠にとらわれず、映画、漫画、アニメ及びコンピュータ等を利用したメディア芸術、若者を中心としたサブカルチャー・ポップカルチャー等を含め、文化を広範囲に捉える意識を醸成しながら、文化芸術の振興施策を展開していきます。

また、本市の豊富な地域資源を活用しながら、豊かな自然と都市機能が調和した旭川らしい、文化芸術の創造を図ります。

3 基本項目

基本項目（１）市民等の文化芸術活動の促進に関すること

【現状と課題】

本市では、前計画に基づき、各種の文化芸術振興施策を実施し、市民による自主的な文化芸術活動が盛んに行われていますが、その一方で、平成27年度に実施した市民アンケートでは、旭川市が「文化芸術活動の盛んなまち」だと「思わない」または「あまり思わない」と答えた人が約3割、「どちらとも言えない」と答えた人が約4割の状況にあり、これらの取組が市民に十分に認識されていないことがうかがえます。同アンケートによる「文化芸術活動が盛んなまちではないと思う」理由として、「文化芸術活動についての情報が少ない」、「文化芸術活動を鑑賞する機会が少ない」、「行政や民間企業等の支援が消極的である」等が挙げられています。

このような現状を踏まえた上で、市民の文化芸術活動の実態を把握し、それらの活動に対する助成や支援、協力等を官民が連携して行うこと等により、文化芸術活動を促進し、その力を地域の創生へとつなげていくことが求められています。

【基本方針】

- (1) 市民の文化芸術活動の促進を通じて、いきいきとした魅力のあるまちをつくりだし、地域の創生につなげます。
- (2) 市民の文化芸術活動に対し、助成や後援等を行うことで文化芸術活動の促進に努めます。
- (3) 市民の文化芸術活動の状況を把握し、多様な情報提供ができる体制づくりに努めます。

【施策の概要】

- ① 市民の文化芸術活動に対する助成や後援等
- ② 文化芸術団体が情報発信しやすい環境の整備
- ③ 文化芸術団体の活動や企業の文化活動の状況の把握、効果的な情報発信や支援

具体施策

- ・文化芸術活動団体等への助成
- ・後援名義の使用承認
- ・市民活動情報サイトの運営
- ・旭川市文化芸術振興条例や旭川市文化芸術振興基本計画の普及啓発
- ・文化芸術活動相談体制の充実
- ・文化芸術団体の活動実態調査実施検討
- ・企業の文化活動への支援検討

基本項目（2）市民等の文化芸術に対する意識の高揚に関すること

【現状と課題】

本市では、音楽、文学、美術、演劇等多様な分野において、市民有志や企業等が中心となって、全市的な規模の様々な催し等を、自らの手により行っています。

また、市としても、旭川市文化賞や中原悌二郎賞などの顕彰制度や表彰制度を実施し、市民の文化芸術活動に対する意識が高揚するように努めています。

しかし、平成27年度に実施した市民アンケート結果では、旭川市が「文化芸術活動の盛んなまち」だと「思わない」または「あまり思わない」と答えた人が約3割、「どちらとも言えない」と答えた人が約4割の状況にあり、また、「若者の文化芸術への関心が低い」、「文化芸術に関わっている関係者の努力が市民の中に浸透していない」等の意見があることから、このような取組が必ずしも市民に浸透しているとは言えない状況にあります。

その一方で、社会情勢の変化や情報通信技術の発達等が進む中、若者を中心に、いわゆるサブカルチャーやポップカルチャーなど、従来の文化芸術の枠を超えた様々な活動が幅広く行われ、注目を集めています。このような広い意味での文化も含め、市民、行政ともに文化芸術に対する意識の高揚を促す取組が求められています。

【基本方針】

- (1) 文化芸術が盛んなまちであることを市民一人一人が実感し、それに誇りを持てるような意識づくりに努めます。
- (2) 市民一人一人が主体的かつ継続的に文化芸術に参加し、意識が高揚するよう努めます。
- (3) 従来の文化芸術や伝統芸能等の枠にとらわれず、文化を広範囲に捉える意識の醸成に努めます。

【施策の概要】

- ① 文化芸術に関する各種顕彰・表彰制度の継続実施と更なる周知
- ② 市民が主体的に取り組む事業に対する支援
- ③ 文化を広範囲に捉える意識を醸成するための施策の展開
- ④ 多様な文化芸術を創造するための安定的・継続的な財源としての各種基金への寄附募集と更なる周知

具体施策

- ・ 各種顕彰・表彰制度の実施
- ・ 旭川彫刻フェスタ事業の開催支援
- ・ 文化芸術情報マップの作成（更新）
- ・ 旭川ゆかりの文化人の資料収集及び紹介
- ・ 各種基金の運用
- ・ 文化芸術月間の設定検討

基本項目（3）文化芸術を担う人材の育成に関すること

【現状と課題】

これまで本市の文化芸術活動を担ってきた個人や団体を構成する人の高齢化が進み、参加者の伸び悩みや運営に支障が出ているケースが見られるとともに、少子化の影響や若い世代の文化芸術への関心の低さによる次世代の文化芸術の担い手不足が指摘されています。また、伝統文化や郷土芸能等に関わる後継者が不足し、これらを保存・伝承していくことが困難になってきています。

将来にわたり、本市の文化芸術を未来へと継承し、新たな発展や創造を促していくためには、次世代の担い手や様々な分野の指導者となる人材を育成することが不可欠です。

若い世代が文化芸術に関心を持つためのきっかけづくりや、積極的に文化芸術活動に参加できるような取組の充実、さらには、文化芸術に関する専門的知識を持つ多様な人材の育成や指導者やリーダーとなる人材の養成等が求められています。

また、市民が主体となる自主的な文化芸術活動を促す上で、ボランティアが果たす役割も重要となってくるため、文化ボランティアの育成を図るとともに、ボランティア登録の周知や活動自体の魅力を向上させる取組が求められています。

【基本方針】

- (1) 若い世代等が文化芸術に関心を持つきっかけづくりを行い、文化芸術を担う人材を育成します。
- (2) 文化芸術を担う多様な人材を育成します。
- (3) 文化芸術を担う多様な人材を育てるため、指導者を育成する環境づくりに努めます。
- (4) 文化芸術を担う人と指導者とを結び付けるシステムの構築に努めます。
- (5) 文化ボランティアを育成することで、自主的な文化芸術活動が活発に展開されるよう努めます。

【施策の概要】

- ① 文化芸術を担う人材の育成
- ② 人材の育成を担う指導者の育成
- ③ 人材の育成に必要な様々な要素を統合・調整する人材の育成
- ④ 文化ボランティアの育成、登録制度の周知や登録者の啓発

具体施策

- ・舞台演出技術等の助言
- ・彫刻巡回展示及び彫刻巡回展示出前授業
- ・旭川市小学生ミュージカル鑑賞教室の開催
- ・伝統文化体験事業の実施
- ・ボランティアによる演奏会の支援・
接遇研修会の実施
- ・「旭川彫刻サポート隊」の活動支援
- ・コーディネーター養成及び指導者育成講座の開催検討

基本項目（４）文化芸術に係る交流及び情報の発信の促進に関すること

【現状と課題】

本市では、文化芸術に関する各種情報が様々な媒体で発信されていますが、平成27年度に実施した市民アンケートでは、旭川市が「文化芸術活動の盛んなまちであると思わない」と答えた人のうち、その理由として、最も多かった回答が、「文化・芸術活動についての情報が少ない」であり、「市でどのような文化芸術活動が行われているか見えるようになっていない」との指摘があることから、多くの文化芸術活動が行われているにも関わらず、それらの情報が市民の元に必ずしも届いていないという現状があります。

情報通信技術が急速に発達し、社会に多くの情報があふれる中で、文化芸術に関心がある人だけでなく、関心が低い人も含めたあらゆる人々に、これらの情報を広く的確に伝える仕組みが求められています。

この他、文化芸術活動を行う団体からは、団体間の相互の情報提供や交流が不足しているとの指摘も挙げられています。

このような状況を踏まえ、インターネットやSNS等の情報通信技術をはじめとする多様な広報媒体を活用しながら、文化芸術に関わる様々な情報を集約・発信する必要があるとともに、これらの活動を行っている個人や団体の交流・連携を促す取組や仕組みづくりが求められています。

また、姉妹都市や友好都市をはじめとする国内外の都市との文化交流や、市民レベルでの文化芸術活動の更なる交流促進が求められています。

【基本方針】

- (1) 発達する情報通信技術等を積極的に活用しながら様々なニーズに対応できるような多様な情報発信に努め、文化芸術活動が活性化される環境づくりに努めます。
- (2) 文化芸術団体が交流・連携することで、より活発な文化芸術活動の促進に努めます。
- (3) 国内外の交流の振興による多様な文化交流の促進・発展に努めます。

【施策の概要】

- ① 多様な情報発信や広く的確に伝える仕組みづくり
- ② 文化芸術団体の交流と連携
- ③ 国内外の交流を通じた多様な文化交流の実施

具体施策

- ・生涯学習情報ポータルサイト「まなびネットあさひかわ」の運用
- ・観光物産情報センター及び総合観光情報センターの運営
- ・文化芸術情報マップの作成（更新）（再掲）
- ・国際交流の振興支援
- ・姉妹・友好都市との親善交流
- ・情報通信技術の発達に対応した情報提供の拡充検討
- ・文化芸術イベントの情報提供の拡充検討
- ・文化芸術団体間の交流の場の創出及び連絡調整体制の整備検討
- ・国内交流の振興支援検討

基本項目（５）市民等の文化芸術に接する機会の拡充に関すること

【現状と課題】

本市では、行政による文化芸術事業や、市民による自主的な文化芸術活動等が盛んに行われてきましたが、平成27年度に実施した市民アンケートで、旭川市が「文化芸術活動の盛んなまちであると思わない」と答えた人のうち、その理由として、「文化芸術活動を鑑賞する機会が少ない」を挙げる人が多く、これらの活動が市民のニーズに十分に対応しきれていないことがうかがえます。

文化芸術の分野は幅広く、市民の関心がある分野も多岐にわたるため、今後は、市民それぞれのニーズに合わせた多様な催しなどを展開していくとともに、多くの方が気軽に文化芸術に接し、新たな興味や関心を持つきっかけとなるような機会を創出していくことが求められています。

【基本方針】

- (1) 市民それぞれのニーズに合わせた多様な催しなどを展開し、市民の誰もが旭川は「文化芸術活動の盛んなまち」とであると認識できるようなまちづくりに努めます。
- (2) 市民が気軽に文化芸術に接する機会を創出することで、新たな興味や関心を持つきっかけづくりに努めます。

【施策の概要】

- ① 市民それぞれのニーズに合わせた多様な文化芸術を鑑賞する機会の拡充
- ② 市民それぞれのニーズに合わせた多様な文化芸術活動に参加できる機会の拡充
- ③ 市民の文化芸術活動の成果を発表できる機会の拡充
- ④ 市民が文化芸術に触れるきっかけづくり

具体施策

- ・生涯学習フェア「まなびピアあさひかわ」の開催
- ・自主文化事業の開催
- ・北海道音楽大行進の開催
- ・各種コンサート等の開催
- ・彫刻美術館・井上靖記念館・図書館各種事業活動
- ・野外彫刻の設置・管理
- ・旭川市所蔵の美術品の展示公開検討
- ・中心市街地における文化芸術の鑑賞機会の拡充検討
- ・気軽に文化芸術に触れるきっかけとなる仕組みづくり検討

基本項目（6）文化芸術活動を行いやすくするための環境の整備に関すること

【現状と課題】

文化芸術の鑑賞や文化芸術活動を行う上で、その活動場所を整備することは重要なことであり、本市はこれまで様々な文化芸術関連施設の整備を行ってきました。

平成27年度に実施した市民アンケートでは、教育・文化施設の整備状況について「悪い」または「少し悪い」との回答は15%にとどまっています。また、昨今の市の厳しい財政事情の中、多額の費用負担を伴う新たなハード（施設）整備を行うことは、難しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、今後は、既存の文化芸術施設の長寿命化を図りながら利用することを基本とするとともに、市有施設や、買物公園等のオープンスペース（公共空間）の活用のほか、駅や商業施設、店舗等、民間との連携による活動場所の確保等を進めていくことが必要です。

加えて、施設情報や各施設で行われるイベント等の情報提供の充実や施設利用申込等の手続の簡素化等、ソフト面の環境整備も求められています。

【基本方針】

- (1) 生涯を通じて、文化芸術活動を行える環境づくりに努めます。
- (2) 文化芸術の鑑賞が行える環境づくりに努めます。
- (3) 既存の文化芸術施設の長寿命化を図ります。
- (4) 施設情報の充実など、ソフト面の環境づくりに努めます。

【施策の概要】

- ① 文化芸術活動に活用できる施設の提供と利用促進
- ② 文化芸術を鑑賞できる施設の提供と利用促進
- ③ 文化芸術施設の適切な維持管理や老朽化対策
- ④ 文化芸術施設に関する様々な情報提供
- ⑤ 市有施設やオープンスペース（公共空間）の活用、駅や商業施設等、民間との連携による活動場所の確保等の推進

具体施策

- ・各種文化芸術関連施設の管理運営・利活用
- ・文化芸術施設の無休開館（6月～9月）
- ・施設情報の提供
- ・既存市有施設の活用検討
- ・文化芸術施設の通年開館と開館時間の拡大検討
- ・文化芸術施設の計画的な維持管理及び長寿命化の推進

基本項目（7）青少年、高齢者、障害者等の文化芸術活動の支援に関すること

【現状と課題】

文化芸術は、老若男女を問わず、あらゆる人が主役となり、担い手となれるものであります。

本市でも、青少年から高齢者に至るまで様々な世代の人たちが文化芸術活動を担っていますが、この裾野を広げることは、今後の文化芸術の担い手不足が課題となっている中、世代間交流による文化の継承や新たな文化芸術活動の創造を促す上でも重要な課題といえます。

また、ノーマライゼーションの理念が定着し、障害者等が文化芸術活動に参画しやすい環境が整いつつありますが、今後も、グローバル化の進展等も踏まえ、外国籍の方々等も含めたあらゆる人々が文化芸術活動を行えるよう、多様なニーズに対応した環境づくりが求められています。

【基本方針】

- (1) 青少年が学校以外でも文化芸術活動を行える環境づくりに努めます。
- (2) 高齢者が生涯学習の一環として、文化芸術活動を継続できる環境づくりに努めます。
- (3) 障害者等が文化芸術活動に積極的に参加できるような環境づくりに努めます。

【施策の概要】

- ① あらゆる人が文化芸術活動の成果が発表できる場の提供
- ② あらゆる人が文化芸術活動をする機会の提供
- ③ あらゆる人が文化芸術活動に参画するきっかけづくり
- ④ 文化芸術施設のバリアフリー化の推進

具体施策

- ・井上靖記念館青少年エッセーコンクールの開催
- ・夏・冬休み音楽講座
- ・陶芸教室・書き初め教室・子ども将棋教室等の開催
- ・若者活動支援イベントの開催
- ・中央図書館の夏・冬休み月曜開館
- ・読書環境の整備促進
- ・高齢者文化祭
- ・百寿大学・市民大学・市民学級の開催
- ・世代間交流促進事業の実施
- ・図書館の宅配及び視力障害者サービス
- ・未来を育む作品展の開催
- ・市有文化芸術施設のバリアフリー化の推進
- ・文化芸術に関する出前講座の拡充検討

基本項目（８）学校教育における文化芸術活動の支援に関すること

【現状と課題】

若い世代の文化芸術への関心が低く、文化芸術活動への参加が少ないこと等により、文化芸術活動を担う世代の高齢化が進み、今後の担い手の不足等が大きな課題となっています。

子どもたち（児童・生徒・学生）が学校教育の過程において、様々な文化芸術活動の体験を通じて、それらに関心を持ち、その魅力を発見することが、今後の担い手の育成や、将来にわたる文化芸術の振興につながっていくこととなります。

学校教育における文化芸術活動を活性化するためには、これまで学校の先生が果たしてきた役割も重要なことですが、今後、市の関係部局や文化芸術活動団体との連携・協力を強めながら、こうした取組を一層充実していくことが求められています。

【基本方針】

- (1) 子どもたちが文化芸術活動を行いやすい環境づくりに努めます。
- (2) 子どもたちが文化芸術を鑑賞する機会を設けることで、その興味や関心の高揚を促し、文化芸術に携わる人材の育成に努めます。
- (3) 学校と文化芸術活動団体等との協力体制の構築に努めます。

【施策の概要】

- ① 学校教育における部活動の支援
- ② 小中学校における文化芸術の鑑賞・体験機会の充実

具体施策

- ・ 体育・文化活動の推進
- ・ 各種大会選手派遣費等の支援
- ・ 中学生のための札幌コンサートの開催（負担金）
- ・ 彫刻巡回展示及び彫刻巡回展示出前授業（再掲）
- ・ 旭川市小学生ミュージカル鑑賞教室の開催（再掲）
- ・ アイヌ民族音楽会の開催
- ・ 伝統文化体験事業の実施（再掲）

基本項目（9）アイヌ文化の振興に関すること

【現状と課題】

本市の歴史は、数多くのアイヌ語に由来する地名やアイヌ民族の文化遺産が示しているとおり、開拓以前にこの地域で暮らしてきたアイヌの人々の伝統や生活の上に築かれたものです。

明治以降、旭川地域のアイヌの人々が辿った道は、北海道の他の地域と同様に、アイヌの生活基盤や伝統文化が失われていく苦難に満ちたものでしたが、アイヌの人々は高い自立・自尊の志をもって、独自の文化を幾代にもわたり受け継いできた経緯があります。

アイヌ文化を学び次世代に継承していくことは、私たちの責務であり、郷土の歴史を理解する上でも重要です。

【基本方針】

- (1) アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現に努めます。
- (2) 市民一人一人がアイヌの伝統文化を学び、理解を深める環境づくりに努めます。

【施策の概要】

- ① アイヌ文化の伝承事業の支援
- ② アイヌ文化の学習機会の提供
- ③ アイヌ文化を体験できる施設の整備や管理，イベントの開催

具体施策

- ・アイヌ文化伝承事業への助成
- ・アイヌ文化の森「伝承のコタン」の管理運営
- ・こたんまつりの開催
- ・イオル再生に向けた取組実施
- ・アイヌ文化に関する資料の収集・展示・公開
- ・アイヌ文化関係の各種講演会・体験講座・講習会の開催
- ・アイヌ民族音楽会の開催（再掲）
- ・アイヌ語地名表記の推進
- ・各種教育機関に対する博物館を活用したアイヌ文化関連講座の開催
- ・アイヌ文化情報コーナー「ル・シロシ」の管理運営
- ・アイヌ文化体験フィールドワークの開催
- ・アイヌ文化ふれあいまつりの開催
- ・アイヌ文化に親しむ日の開催

基本項目（10）地域の歴史的文化遺産の保存及び活用に関すること

【現状と課題】

本市には、有形・無形を問わず、これまで先人たちが築きあげてきた歴史的文化遺産が存在しており、これらの文化財指定等も行いながら、保存や伝承に努めてきたところです。その一方で、都市開発の進展や生活様式の変化が進む中で、消滅の危機に晒されている建造物や後継者不足により伝承が困難になっている郷土芸能等も見受けられる状況にあります。

これらの貴重な遺産を次世代に継承し、保存するための適切な維持管理や修理、伝承活動への支援等が求められています。

また、こうした文化遺産を残していくことの重要性が市民に十分に認識されていない状況にもあることから、これらを広く紹介・活用し、市民が接する機会を充実することで、郷土の歴史を深く理解し、地域への愛着を育むことにつなげていくことも求められています。

【基本方針】

- (1) 歴史的文化遺産の適切な維持・保存に努めます。
- (2) 市民の郷土文化への理解の促進と地域への愛着心の向上に努めます。

【施策の概要】

- ① 文化財指定など、文化財の保存に向けた取組
- ② 文化財の適切な維持・保存
- ③ 歴史的文化遺産の効果的な公開・活用，周知・啓発
- ④ 埋蔵文化財の調査研究

具体施策

- 文化財の指定・登録
- 文化財の維持・保存と公開・活用
- 史跡等表示板の維持管理
- 郷土芸能の保存・伝承
- 博物館における各種展示，調査研究等
- 永山屯田まつりの開催支援
- 地域の人々による郷土の歴史を学ぶ取組への支援
- 埋蔵文化財の調査研究

基本項目（11）その他文化芸術の振興に関する重要なこと

平成27年度に実施した市民アンケートにおいて、旭川市が「活気とにぎわいのあるまちだと思うか」と聞いたところ、約6割の多くの人が「思わない」または「あまり思わない」と答えています。

こうした状況を踏まえ、本市の豊富な地域資源を活用しながら、豊かな自然と都市機能が調和した旭川らしい、文化芸術の創造や振興を図るとともに、その力を地域の創生へとつなげていくことが求められています。

◇ 地域資源を活用した文化芸術の振興

本市は、都市と恵み豊かな自然とが調和され、四季折々の表情が美しいまちです。

また、地理的にも北海道の交通の要衝となっており、様々な都市機能が集積する中で、産業の発展も著しく、木工家具やクラフトなどのデザイン産業が著名なものとなっています。

今後も、こうした地域資源を活用して、文化芸術の振興を図ります。

具体施策

- ・国際家具デザインフェア旭川の開催支援
- ・フィルムコミッションの推進
- ・旭川ゆかりの人材や各種関係機関等の活用充実検討

◇ まちなかの賑わいを創出するイベントと連携した文化芸術の振興

全国初の恒久的歩行者天国として開設された平和通買物公園は、まちなか（中心市街地）の賑わいの中心として、多くの市民に親しまれる憩いの場です。

本市では、まちなかを舞台とした「買物公園まつり 大道芸フェスティバル」等の様々なイベントが民間を中心に展開され、まちの賑わいを創出する文化芸術活動が行われています。

今後も、こうした賑わいを創出する活力を最大限に引き出し、文化芸術活動の発展とまちの活性化を結び付けていきます。

具体施策

- ・「北の恵み 食べマルシェ」の開催
- ・旭川夏まつり、烈夏七夕まつりの開催支援
- ・各種民間イベントとの連携

◇ 北国特有の気候を活用した文化芸術の振興

本市では、冬の市民生活に潤いや豊かさを提供する雪や寒さを生かしたイベントが開催されています。

今後も、北国特有の気候が持つ魅力を最大限に引出して、文化芸術活動を展開していきます。

具体施策

- ・旭川冬まつりの開催
- ・氷彫刻世界大会の開催支援
- ・冬まつり関連事業への市民参加の充実

4 施策一覧

基本項目	種別	施策	内容	関係課・施設	
(1) 市民等の文化芸術活動の促進に関すること	実施しているもの	文化芸術活動団体等への助成	文化芸術団体等が実施する音楽や演劇などの文化芸術活動に対して、その事業費の一部を助成し、文化芸術活動を促進します。	文化振興課	
		後援名義の使用承認	市民の教育、学術、文化などの普及振興や地域活動の進展に役立てるため、公共的団体等が実施する事業を後援します。	秘書課 文化振興課	
		市民活動情報サイトの運営	市のホームページ上で文化芸術団体をはじめとする市民活動団体が各々の団体情報やイベント情報等を発信できるサイトを運営します。	市民活動課	
		旭川市文化芸術振興条例や旭川市文化芸術振興基本計画の普及啓発	旭川市文化芸術振興条例や旭川市文化芸術振興基本計画を積極的に発信し、普及啓発を行うことで、文化芸術活動を促進します。	文化振興課	
		文化芸術活動相談体制の充実	各種手続方法や活動場所の照会、施設情報など、文化芸術活動を行う上で市民等が抱える様々な課題に対し、解決の一助となるようなアドバイスを提供できるよう相談体制の充実を図ります。	文化振興課	
	今後検討するもの	文化芸術団体の活動実態調査の実施	文化芸術活動を行う団体の実態を把握し、今後の文化芸術活動の促進や情報発信に向けた取組を検討します。		
		企業の文化活動への支援	企業による文化芸術に対する後援やメセナ活動を支援し、今後の文化芸術活動の促進や情報発信に向けた取組を検討します。		
	(2) 市民等の文化芸術に対する意識の高揚に関すること	実施しているもの	市長賞・教育長賞の授与	市民の教育、学術、文化等の振興に役立つ大会などで、優秀な成績を収めた人に市長賞や教育長賞を授与します。	秘書課 文化振興課
			旭川市文化賞の贈呈	本市の文化（芸術・科学・教育）の発展に大きく貢献したと認められる個人又は団体を顕彰します。	文化振興課
			旭川市新人奨励賞の贈呈	文化、スポーツ、技術、科学等の分野において、著しい実績をあげ、その将来が有望な若者を顕彰します。	秘書課
旭川市教育奨励賞の贈呈			学校や地域社会で優れた活動を行った児童生徒や団体を顕彰します。	学務課	
中原悌二郎賞の贈呈			本市ゆかりの彫刻家・中原悌二郎の偉業にちなみ、現代日本彫刻界の発展に寄与する者を顕彰します。	彫刻美術館	
旭川彫刻フェスタ事業の開催支援			市民の彫刻に対する関心を高めるため、彫刻フェスタ実行委員会が主催する彫刻公開制作やワークショップなどの事業を支援します。	彫刻美術館	
文化芸術情報マップの作成（更新）			本市の文化・文化財・歴史・芸術・食文化等や、市内を散策する際のガイドとなる博物館・資料館・展示施設・見学可能施設等の所在地等を掲載したマップを作成します。	文化振興課	

基本項目	種別	施策	内容	関係課・施設
	実施しているもの	旭川ゆかりの文化人の資料収集及び紹介	様々な分野で活躍し、本市の文化の発展に貢献した著名な文化人を輩出する旭川の土壌を市民に認識してもらうよう本市ゆかりのアーティストや文化人の資料を収集し積極的に紹介していきます。	文化振興課 中央図書館
		旭川市文化芸術振興基金	本市の文化芸術の振興に関する事業に必要な経費の財源を充てるため、旭川文化芸術振興基金を設置しています。	文化振興課
		旭川市公の施設（彫刻公園）建設基金	公の施設の建設費の財源を積立てるため、旭川市公の施設建設基金を設置しています。	公園みどり課
		旭川市デザイン振興基金	デザインに関する事業に必要な経費の財源に充てるため、旭川市デザイン振興基金を設置しています。	産業振興課
	今後検討するもの	文化芸術月間の設定	文化芸術イベント（文化・芸術祭）をある一定期間、集中的に実施するなど、市民の意識が高揚する効果的な仕組づくりを検討します。	
(3) 文化芸術を担う人材の育成に関すること	実施しているもの	舞台演出技術等の助言	高等学校文化連盟演劇部部員に対する技術講習会の開催や公演打合せ等における照明効果などの各種相談を受け、助言や技術的援助を行います。	市民文化会館
		彫刻巡回展示及び彫刻巡回展示出前授業	市内の小中学校等に彫刻を一定期間配置する彫刻巡回展示や巡回展示で利用している彫刻をもとに授業を行う彫刻巡回展示出前授業を実施し、児童生徒が彫刻に親しみ関心を深める機会を提供します。	彫刻美術館
		旭川市小学生ミュージカル鑑賞教室の開催	芸術の素晴らしさに感動することなど、豊かな心を育むことを目的として、小学校6年生を対象に、プロの劇団によるミュージカル（寄附公演）鑑賞の機会を提供します。	教育指導課 文化振興課
		伝統文化体験事業の実施	中学校における和楽器に関する学習の充実を図り、日本の音楽文化に対する児童生徒の関心を高めるとともに、他国の音楽文化を尊重する態度を養うことを目的として文化芸術活動団体の協力による伝統文化体験事業を実施します。また、音楽担当教員を対象とした和楽器の実技講習会を実施します。	教育指導課
		ボランティアによる演奏会の支援・接遇研修会の実施	音楽堂で開催される演奏会において、コンサートボランティア（登録制）が来場者の案内などを行い、演奏会を支援します。また、ボランティア育成のための接遇研修を実施します。	大雪クリスタルホール
		「旭川彫刻サポート隊」の活動支援	野外彫刻を良好な状態で維持管理するため、市民ボランティア「旭川彫刻サポート隊」による清掃活動を行います。また、市民が彫刻に親しみ理解を深める機会を提供するため、協働による鑑賞事業や野外彫刻マップの発行を行います。	彫刻美術館

基本項目	種別	施策	内容	関係課・施設
	今後検討するもの	コーディネーター養成講座の開催	高等教育機関や文化芸術団体等と連携し、指導する人と次世代を担う人を結び付けるコーディネーター養成講座の開催を検討します。	
		指導者育成講座の開催	高等教育機関や文化芸術団体等と連携し、指導者の質の向上を目指した育成講座の開催を検討します。	
(4) 文化芸術に係る交流及び情報の発信の促進に関すること	実施しているもの	生涯学習情報ポータルサイト「まなびネットあさひかわ」の運用	近隣8町を含む公共施設等、団体・サークル、講師・指導者、講座・イベント、出前講座、イベントカレンダーなど、文化芸術関係を含めた生涯学習情報を提供します。	社会教育課
		観光物産情報センター及び総合観光情報センターの運営	旭川駅に観光物産情報センター、買物公園に総合観光情報センター（愛称：あさテラス）を運営し、市民に限らず本市を訪れた方に文化芸術を含めた各種観光情報を提供します。	観光課
		文化芸術情報マップの作成（更新）（再掲）	本市の文化・文化財・歴史・芸術・食文化等や、市内を散策する際のガイドとなる博物館・資料館・展示施設・見学可能施設等の所在地等を掲載したマップを作成します。	文化振興課
		国際交流の振興支援	市民レベルの地域に根差した国際交流活動を推進し、本市の国際化や国際理解の促進、在住外国人との触れ合いを通じた異文化交流など、これらの活動を支援します。	都市交流課
		姉妹・友好都市との親善交流	本市の姉妹・友好都市と青少年の相互訪問をはじめ、文化・芸術、スポーツ等、幅広い分野での交流事業を実施します。	都市交流課
	今後検討するもの	情報通信技術の発達に対応した情報提供の拡充	スマートフォン等の新しい情報環境に対応し、市民ニーズを踏まえた情報提供の拡充を検討します。	
		文化芸術イベントの情報提供の拡充	市民の文化芸術に接する機会の拡充に繋がるよう、紙媒体やインターネットなどの様々な情報媒体を活用するとともに、既存施設との連携を図りながら、文化芸術に関する様々なイベント情報を効果的に発信する仕組みについて検討します。	
		文化芸術団体間の交流の場の創出及び連絡調整体制の整備	文化芸術活動の活発化を促進するため、文化芸術団体間の交流・意見交換の場の創出及び連絡調整体制の整備を検討します。	
		国内交流の振興支援	姉妹都市である南さつま市との文化交流をはじめ、道内外における市民レベルでの文化芸術活動の交流ができるよう、必要な支援などを検討します。	
		(5) 市民等の文化	実施しているもの	生涯学習フェア「まなびピアあさひかわ」の開催
自主文化事業の開催	本市の文化芸術の水準向上を目指すため、多くの市民に優れた文化芸術を低料金で鑑賞する機会を提供します。			市民文化会館 大雪クリスタルホール

基本項目	種別	施策	内容	関係課・施設
芸術に接する機会 の拡充に関する こと	実施しているもの	北海道音楽大行進の開催	「音楽のまち・旭川」を代表するイベントの一つとして、民間企業や音楽関係団体との共催により音楽大行進やアフターコンサートを開催します。	観光課 文化振興課
		DVDサロンコンサートや市民発表コンサート等の開催	DVDサロンコンサートや小学生等を対象とした夏・冬休み音楽講座などの普及型事業、市内や近郊のアマチュア演奏家が活動成果を発表する場として無料コンサートを開催します。	大雪クリスタルホール
		神楽公民館木造館「木楽輪（きらりん）」音楽コンサートの開催	一般市民を対象に様々な分野の音楽コンサートを開催します。	公民館事業課
		119オータムフェア「消防音楽隊避難訓練コンサート」の開催	11月9日の「119番の日」にちなんで開催する「消防音楽隊コンサート」を、防火・防災に関する展示・体験コーナーや来場者による避難訓練と併せて行うことで、市民が文化芸術に触れるきっかけづくりを図ります。	消防本部総務課
		彫刻美術館各種事業活動	中原悌二郎の残した全12作品と本市ゆかりの彫刻家や中原賞受賞者の作品などの常設展示と、年4回程度の企画展を彫刻美術館で開催し、彫刻の鑑賞機会を提供します。また、彫刻教室・彫刻散歩などの教育普及事業や小・中学校に収蔵彫刻を一定期間展示する「彫刻巡回展示」を実施し、彫刻に触れ親しむ機会を提供します。	彫刻美術館
		井上靖記念館各種事業活動	旭川出身の井上靖氏の足跡と作品の背景等を自筆ノートなどの資料で紹介する常設展示や、移転復元した自宅書斎・応接間を公開します。また、記念館職員による書斎・応接間についてのガイダンスのほか、年5回程度の企画展、文学講座やおはなし会、読書会といった普及事業を実施し、文学に触れ親しむ機会を提供します。	文化振興課
		図書館各種事業活動	文学作品をはじめ、様々な書籍を収集・提供するとともに、本市ゆかりの作家をテーマに常設展示を行うことなどにより、市民に文学等に触れる機会を提供します。	中央図書館
	今後検討するもの	野外彫刻の設置・管理	彫刻のまちづくりを推進し、市民が気軽に彫刻を鑑賞する機会を提供するため、市有施設敷地内、道路、公園、橋梁等の本市所有の野外彫刻の適正な配置と設置を行い傷みの著しい作品の修復などの適切な維持管理を行います。	彫刻美術館
		旭川市所蔵の美術品の展示公開	本市が所蔵する絵画等の美術品を展示公開し、市民が鑑賞できる機会の拡大を検討します。	
		中心市街地における文化芸術の鑑賞機会の拡充	買物公園や常磐公園、北彩都地区などの中心市街地における魅力ある催しや鑑賞する機会の拡充について検討します。	
		気軽に文化芸術に触れるきっかけとなる仕組みづくり	市民が気軽に様々な文化芸術に接する機会や興味を持つきっかけとなる仕組みづくりを検討します。	

基本項目	種別	施策	内容	関係課・施設
(6) 文化芸術活動を行いやすくするための環境の整備に関すること	実施しているもの	市民文化会館・公会堂の管理運営	音楽や舞台芸術など様々な文化芸術活動の発表や鑑賞ができる施設として役割を果たします。	市民文化会館
		大雪クリスタルホールの管理運営	音楽などの文化芸術活動の発表や鑑賞ができる施設として役割を果たします。	大雪クリスタルホール
		市民ギャラリーの管理運営	中心市街地の百貨店の空きスペースを活用し、広く市民等が気軽に使えるギャラリーとして、作品発表や鑑賞の場を提供します。	文化振興課
		リハーサルホールの管理運営(負担金)	国の登録文化財である建造物を活用し、舞踏・音楽等の文化芸術活動を行う団体等の練習の場を提供します。	文化振興課
		公民館の管理運営	市内に14ある公民館では、文化芸術を含む様々な活動などの生涯学習を支える地域の社会教育の拠点としての役割を果たします。	公民館事業課
		神楽公民館木造館「木楽輪(きらりん)」の利用・活用	市民団体等が行うコンサートや各種音楽発表会、文化活動等に伴うリハーサルや練習等に利用できる場を提供するとともに、グランドピアノの開放事業を実施するなど、音楽や様々な文化芸術活動の発表や鑑賞ができる施設として役割を果たします。	公民館事業課
		コミュニティセンター、ときわ市民ホール等の管理運営	地域住民のコミュニティ活動の拠点である住民センターや地区センター、地区会館、ときわ市民ホールなどの各種コミュニティ施設を管理運営することで、地域の文化芸術サークルの活動拠点や活動の成果を発表する場としての役割も果たします。	市民活動課
		市民活動交流センター「CoCoDe(ココデ)」の管理運営	市民活動の交流の拠点として誕生した旭川市市民活動交流センター「CoCoDe(ココデ)」には、多目的ホールを整備しており、文化芸術活動をはじめとした市民活動が展開・交流できる場を提供します。	市民活動課
		まちなかぶんか小屋の活用支援	中心市街地の空き店舗を活用した演劇や映画上映など様々な文化芸術活動の発表や鑑賞ができる場として役割を果たします。	経済交流課
		障害者福祉センター「おびった」の管理運営	障害者の活動拠点として誕生した旭川市障害者福祉センター「おびった」には、陶芸室やギャラリーを整備しており、障害者に限らず、市民の文化活動の場として提供します。	障害福祉課
		市民生活館・近文生活館の管理運営	地域におけるコミュニティセンターとして、各種地域行事に対応するとともに、各種事業を通じ、アイヌ文化の保存・伝承を推進します。	福祉保険課
デザインギャラリー、コレクション館「チェアーズギャラリー」の管理運営(負担金)	国の登録文化財である建造物を活用し、産業デザインや市民の創作活動の企画展示・発表の場を提供します。	産業振興課		

基本項目	種別	施策	内容	関係課・施設
実施しているもの		北彩都子ども活動センター「ASOB I～BA（あそび～ば）」の管理運営	ダンス等の練習ができる運動室やバンド練習・楽器の個人練習が可能な音響機材を完備した音楽室、練習の成果を発表することができる屋外ステージを整備しており、子どもや中高生・大学生など若者たちの文化芸術活動の場として提供します。	子育て支援課 （青少年担当）
		井上靖記念館の管理運営	旭川出身の井上靖氏の足跡を紹介するとともに、企画展や文学講演会・おはなし会などの事業を通し、井上文学をはじめとする文学の発信を推進します。	文化振興課
		彫刻美術館及び彫刻美術館ステーションギャラリーの管理運営	国の重要文化財に指定されている「旧旭川偕行社」を活用し、彫刻を鑑賞できる美術館として供用します。また、旭川駅に彫刻美術館分館「彫刻美術館ステーションギャラリー」を管理運営し、彫刻をより気軽に鑑賞できる場を提供します。	彫刻美術館
		博物館の管理運営	本市の歴史や文化、自然に関する各種資料を収集、保管、展示し、地域の歴史を学べる場を提供します。	博物館
		旭川文学資料館の管理運営	本市ゆかりの文学作品等について、散逸を防ぎ、次世代へと継承するため、市民との協働により、文学資料を収集・保存し、これらの資料をもとに広く紹介することで、文学活動の拠点として整備を行います。	文化振興課
		キッズルームの管理運営	各種団体が主催する子どものための読書事業活動等を中心に市民の文化活動の場として提供します。	中央図書館
		文化芸術施設の無休開館（6月～9月）	井上靖記念館と彫刻美術館、博物館において、市民や観光客の利便性の向上とともに、鑑賞機会の充実を図るため、来場者の多い6月から9月を無休開館します。	文化振興課 彫刻美術館 博物館
		施設情報の提供	生涯学習ポータルサイト「まなびネットあさひかわ」において、近隣8町を含む公共施設等の基本情報や利用状況を提供します。	社会教育課
		駅前広場の利用・活用	展示会や音楽会、その他の文化芸術活動等に利用できる場を提供します。	北彩都事業課
	今後検討するもの		既存市有施設の活用	文化芸術活動の場の拡大や多様な文化芸術活動の情報発信や文化芸術団体間の情報交換など、既存市有施設の効果的な活用について検討します。
		文化芸術施設の通年開館と開館時間の拡大	市民の文化芸術に親しむ機会を増やすため、文化芸術施設の通年開館と開館時間の拡大について検討します。	
		文化芸術施設の計画的な維持管理及び長寿命化推進	既存文化芸術施設の適切な維持管理や老朽化対策に取組み、施設の長寿命化を推進します。	

基本項目	種別	施策	内容	関係課・施設
(7) 青少年、高齢者、障害者等の文化芸術活動の支援に関すること	実施しているもの	井上靖記念館青少年エッセーコンクールの開催	全国の中学生・高校生とこの年齢に準じる青少年を対象に、青少年の文学への関心と資質を高めることを目的としたエッセーコンクールを開催します。	文化振興課
		夏・冬休み音楽講座	小・中学生を対象に、市内の音楽指導者等を講師に招へいし、音楽堂の探検や楽器等の仕組みについての学習やミニコンサートを開催します。	大雪クリスタルホール
		陶芸教室・書き初め教室・子ども将棋教室等の開催	主に親子や小学生を対象に、陶芸教室・書き初め教室・子ども将棋教室等を開催し、文化芸術に触れる機会を提供します。	公民館事業課
		若者活動支援イベントの開催	若者の活気や行動力をまちなかの活性化につなげるため、若者たちに活動・発表の場を提供するため各種イベントと連携を図りながら、若者活動支援イベントを実施します。	子育て支援課 (青少年担当)
		中央図書館の夏・冬休み月曜開館	子どもの読書環境の充実を図るため、夏・冬休み期間中の中央図書館の月曜日開館を行います。	中央図書館
		読書環境の整備促進	旭川市子ども読書活動推進計画に基づき学校や地域住民と密接な連携をとりながら、子どもたちの読書環境の整備を促進します。	中央図書館
		高齢者文化祭の開催	高齢者を対象に、趣味の作品展示や芸能発表を実施します。	介護高齢課
		百寿大学・市民大学・市民学級の開催	公民館において実施している連続講座の中で、音楽鑑賞や合唱、文学講義、茶道体験、落語鑑賞、ダンス等の文化・芸術活動に関する学習機会を拡充します。	公民館事業課
		世代間交流促進事業の実施	公民館で実施している世代間交流事業において、異なる学年の子どもたちとの交流や子どもと高齢者との交流の機会を提供します。	公民館事業課
		図書の宅配サービス	市内にお住まいの身障4級以上、あるいは65歳以上の方で、一人では図書館に来られない方々のために図書館の図書等を届けるサービスを行います。	中央図書館
		図書の視力障害者サービス	目の不自由な方のために、大活字本の貸出、拡大読書機の設置、録音図書の製作・貸出、対面朗読などのサービスを行います。	中央図書館
		未来を育む作品展の開催	市内小・中学校の特別支援学級や特別支援学校で学ぶ児童生徒が制作した作品の展示会を共催することで活動発表の場を確保します。	学務課
	今後検討するもの	市有文化芸術施設のバリアフリー化の推進	既存の施設についてできる限りバリアフリー化に努めるとともに、施設従事者による人的対応に取り組めます。また、今後整備する市有施設については、バリアフリー対応を標準化します。	各施設
文化芸術に関する出前講座の拡充		身近な場所や公共施設での文化芸術に関する出前講座の拡充や、文化芸術に接する機会のない人や関心のない人の興味や関心を持つきっかけづくりとなるような取組を検討します。		

基本項目	種別	施策	内容	関係課・施設
(8) 学校教育における文化芸術活動の支援に関すること	実施しているもの	体育・文化活動の推進	中学校における部活動に必要な物品を整備します。	学務課
		各種大会選手派遣費等の支援	全道・全国大会に出場する児童生徒の派遣費と各種大会の開催経費の一部を支援します。	学務課
		中学生のための札幌コンサートの開催（負担金）	中学校における文化活動を振興するため、札幌交響楽団のコンサートを共催します。	学務課
		彫刻巡回展示及び彫刻巡回展示出前授業（再掲）	市内の小中学校等に彫刻を一定期間配置する彫刻巡回展示や巡回展示で利用している彫刻をもとに授業を行う彫刻巡回展示出前授業を実施し、児童生徒が彫刻に親しみ関心を深める機会を提供します。	彫刻美術館
		旭川市小学生ミュージカル鑑賞教室の開催（再掲）	芸術の素晴らしさに感動することなど、豊かな心を育むことを目的として、小学校6年生を対象に、プロの劇団によるミュージカル（寄附公演）鑑賞の機会を提供します。	教育指導課 文化振興課
		アイヌ民族音楽会の開催	市内の小・中学校を対象に、アイヌ民族の音楽や舞踊などを体験する「アイヌ民族音楽会」を開催し、子どもたちのアイヌ文化に対する理解や関心を深めます。	博物館
		伝統文化体験事業の実施（再掲）	中学校における和楽器に関する学習の充実を図り、日本の音楽文化に対する児童生徒の関心を高めるとともに、他国の音楽文化を尊重する態度を養うことを目的として文化芸術活動団体の協力による伝統文化体験事業を実施します。また、音楽担当教員を対象とした和楽器の実技講習会を実施します。	教育指導課
(9) アイヌ文化の振興に関すること	実施しているもの	アイヌ文化伝承事業への助成	アイヌ文化に関係する団体等が開催する文化祭や工芸展など各種文化伝承事業に対し助成することで、アイヌ文化の普及を行います。	文化振興課
		アイヌ文化の森「伝承のコタン」の管理運営	嵐山公園センター内に博物館分館・アイヌ文化の森「伝承のコタン」を管理運営し、3棟のチセ(アイヌの家屋)の復元展示や資料館における資料展示により、アイヌの人々の生活様式等を紹介することで、アイヌ文化の保存と伝承を行います。	博物館
		こたんまつりの開催	アイヌの伝承が残る市内有数の景勝地である神居古潭において、アイヌの伝統的な儀式や舞踊を行い、地域固有の文化・伝統継承の一助とします。	観光課
		イオル再生に向けた取組実施	アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生に関する取組・支援を行います。	文化振興課
		アイヌ文化に関する資料の収集・展示・公開	博物館や中央図書館、市民生活館などにおいて、アイヌの人々の生活様式等を紹介する資料の収集・展示・公開をします。	博物館 中央図書館 福祉保険課
		アイヌ文化関係の各種講演会・体験講座・講習会の開催	アイヌ文化に関係する講演会や体験講座、講習会を開催します。	博物館 福祉保険課

基本項目	種別	施策	内容	関係課・施設
	実施しているもの	アイヌ民族音楽会の開催（再掲）	市内の小・中学校を対象に、アイヌ民族の音楽や舞踊などを体験する「アイヌ民族音楽会」を開催し、子どもたちのアイヌ文化に対する理解や関心を深めます。	博物館
		アイヌ語地名表記の推進	地域の人々に身近で親しまれている地名などのアイヌ語について、アイヌ語と日本語を併記した「アイヌ語地名表示板」を設置し、市民等のアイヌ文化に対する理解や関心を深めます。	博物館
		各種教育機関に対する博物館を活用したアイヌ文化関連講座の開催	民間博物館との連携により、市内の小・中学校をはじめする教育機関向けの体験学習として、アイヌ文化について学ぶことができる講座等を開催します。	博物館
		アイヌ文化情報コーナーの「ル・シロシ」の管理運営	旭川駅にアイヌ文化情報コーナー「ル・シロシ」を管理運営し、観光客や市民にアイヌ文化関連施設やイベント情報を提供します。また、情報コーナー内のディスプレイでアイヌの古式舞踊や伝統工芸などのアイヌ文化を紹介する映像を放映します。	博物館
		アイヌ文化体験フィールドワークの開催	アイヌ文化を体験できるチセ見学ツアーやアイヌ語地名ツアーなどを開催します。	博物館
		アイヌ文化ふれあいまつりの開催	アイヌ文化の振興と理解の促進を図ることを目的として、アイヌ文化伝承者による芸能や工芸展示・実演、各種体験講座等のイベントを開催します。	博物館
		アイヌ文化に親しむ日の開催	様々なアイヌ文化を体験することを目的として、アイヌ模様切り抜き体験、アイヌ料理体験、アイヌ衣裳試着体験などの関連イベントを開催します。	博物館
(10) 地域の歴史的文化的文化遺産の保存及び活用に関すること	実施しているもの	文化財の指定・登録	文化的価値が高いと認められるものについて、文化財指定・登録を行います。	文化振興課
		文化財の維持・保存と公開・活用	指定文化財など、次世代に継承すべき歴史的文化的遺産を適切に維持・保存するとともに、市民が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るため、文化財の公開・活用を行います。	文化振興課
		史跡等表示板の維持管理	本市の史跡あるいは歴史的、文化的ゆかりの地に、史跡等表示板を設置し、本市の歴史的文化的遺産を広く紹介します。	文化振興課
		郷土芸能の保存・伝承	アイヌの人々が受け継いできた古式舞踊や、明治以降に入植してきた人々が故郷を偲ぶ獅子舞や盆踊りなどの伝統芸能について、地域での普及活動や後継者育成を促します。	文化振興課
		博物館における各種展示、調査研究等	本市の歴史やアイヌの人々の歴史を伝える展示を行うとともに、学術資料の収蔵、研究・調査などの博物館活動を行うことで、地域の歴史を学べる機会を充実します。	博物館

基本項目	種別	施策	内容	関係課・施設
	実施しているもの	永山屯田まつりの開催支援	開拓（屯田兵）の歴史を伝承する「永山屯田まつり」（屯田あんどんパレード、屯田音頭、屯田太鼓など）の開催を支援します。	観光課
		地域の人々による郷土の歴史を学ぶ取組への支援	まちづくり推進協議会等の活動を通じ郷土の文化や歴史を学ぶ取組について支援します。	地域まちづくり課 各支所 公民館事業課 中央図書館
		埋蔵文化財の調査研究	埋蔵文化財を保護し、後世へ継承するため、発掘調査などを実施します。	文化振興課
(11) その他文化芸術の振興に関する重要なこと	◇ 地域資源を活用した文化芸術の振興			
	実施しているもの	国際家具デザインフェア旭川の開催支援	家具製造業における製品デザインの高度化・高付加価値化を目指し、デザインを通じての国際交流や新しい生活文化の提案・発信などを目的として、国際家具デザインフェア旭川の開催を支援します。	工芸センター
		フィルムコミッションの推進	映画やテレビ等のロケーション誘致・支援活動を通じ、本市のイメージアップや観光客の誘致を促すとともに、本市の映像文化の向上に努めます。	観光課
	今後検討するもの	旭川ゆかりの人材や各種関係機関等の活用充実	本市は、これまでも各界に著名な人材を輩出しているまちであり、こうした人材との交流事業の充実や、各種関係機関等との連携による事業展開などの取組を検討します。	
	◇ まちなかの賑わいを創出するイベントと連携した文化芸術の振興			
	実施しているもの	「北の恵み 食ベマルシェ」の開催	平和通買物公園をメイン会場とする食のイベント「北の恵み 食ベマルシェ」を開催し、中心市街地の賑わいを創出します。また、開催中は、関連事業として、各会場にステージを設置し、郷土芸能や市民によるパフォーマンスなどのステージイベントを開催します。	経済交流課
		旭川夏まつりの開催支援	多くの市民が参加する舞踊パレードや YOSAKOI ソーランナイトなど様々な催しが行われる「旭川夏まつり」の開催を支援します。	観光課
		烈夏七夕まつりの開催支援	旭川開村100年の年に新たな息吹として誕生した「烈夏七夕まつり」の開催を支援します。	観光課
		各種民間イベントとの連携	民間が主体で展開している文化芸術イベントと連携し、文化芸術に接する新たな機会の提供や市民参加を促すなど、文化芸術活動の促進とまちの活性化を図ります。	文化振興課 関係各課
	◇ 北国特有の気候を活用した文化芸術の振興			
	実施しているもの	旭川冬まつりの開催	冬を楽しむ文化を育むため、旭川の冬の一大イベントである「旭川冬まつり」を開催します。	観光課
氷彫刻世界大会の開催支援		一流の氷彫刻家たちが腕を競う世界屈指の氷彫刻大会の開催を支援します。	観光課	
冬まつり関連事業への市民参加の充実		雪像デザインの市民公募や会場を装飾する雪だるまの市民参加型イベントによる制作、学生などのボランティアスタッフによる会期中の運営など、市民と一体となるイベントづくりを展開します。	観光課	

◆ 参考資料

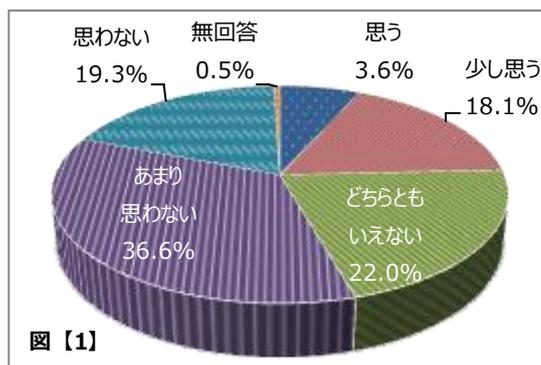
(1) 市民アンケート調査結果

平成27年度旭川市民アンケート調査（関係部分抜粋）

(1) 調査対象地域	旭川市全域
(2) 調査対象者	旭川市民のうち18歳以上の男女3,000人
(3) 抽出方法	住民基本台帳から層化2段無作為抽出
(4) 調査方法	調査票の郵送によるアンケート方式
(5) 調査期間	平成27年5月11日(月)～6月1日(月)
(6) 回収率等	発送件数：3,000件 有効回収件数：1,676件 回収率：55.9% (=有効回収件数÷発送件数) (記入不備等件数：3件 総回収件数：1,679件)

【1】旭川は活気とにぎわいのあるまちだと思いますか。

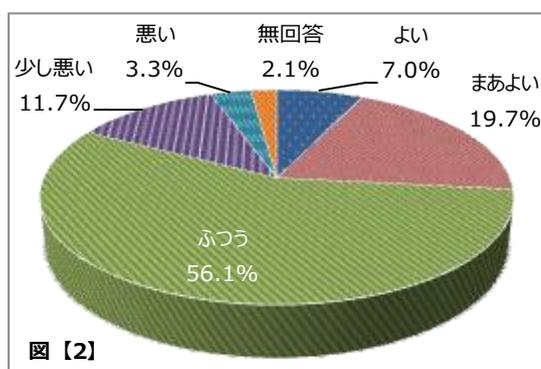
	回答数	割合(%)
思う	61	3.6
少し思う	303	18.1
どちらともいえない	368	22.0
あまり思わない	613	36.6
思わない	323	19.3
無回答	8	0.5
	1,676	100.0



- 全体では「あまり思わない」が36.6%で最も高い。
- 「思う」3.6%と「少し思う」18.1%を合わせた割合21.7%。
- 「あまり思わない」36.6%と「思わない」19.3%を合わせた割合55.9%。

【2】教育・文化施設の整備状況

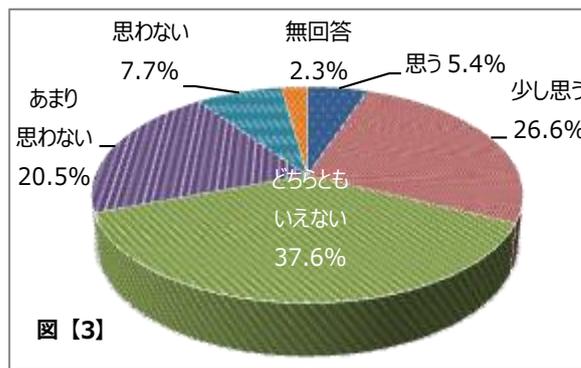
	回答数	割合(%)
よい	117	7.0
まあよい	331	19.7
ふつう	941	56.1
少し悪い	196	11.7
悪い	56	3.3
無回答	35	2.1
	1,676	100.0



- 全体では、「ふつう」が56.1%で最も高く、「よい」7.0%と「まあよい」19.7%を合わせた「良い方」が26.7%となっている。
- 「少し悪い」11.7%と「悪い」3.3%を合わせた「悪い方」が15%となっている。

【3】旭川市を文化・芸術活動が盛んなまちだと思いますか。

	回答数	割合(%)
思う	90	5.4
少し思う	446	26.6
どちらともいえない	630	37.6
あまり思わない	343	20.5
思わない	129	7.7
無回答	38	2.3
	1,676	100.0

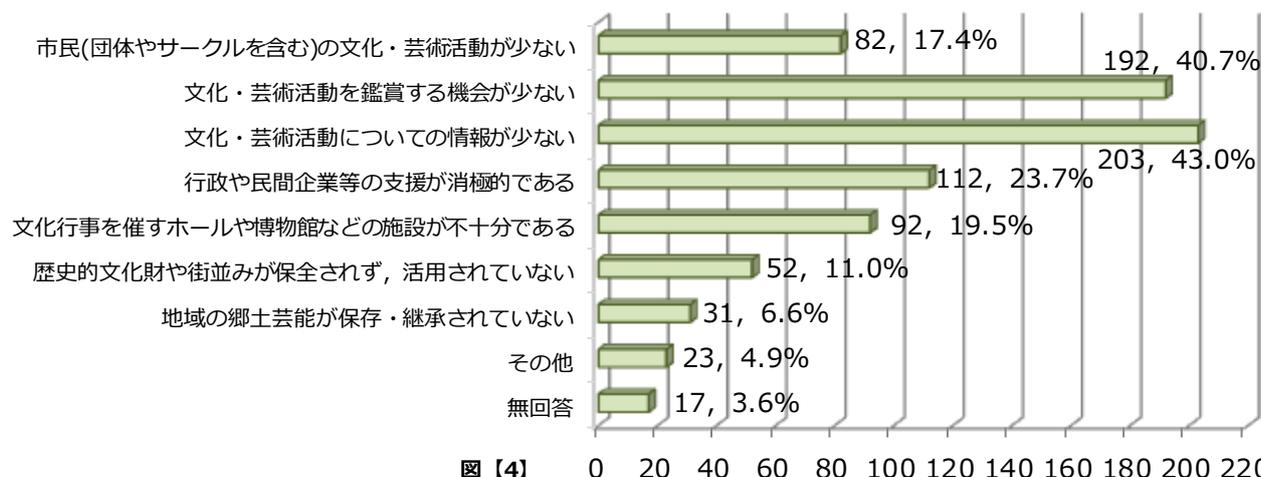


- 全体では「どちらともいえない」が37.6%と最も高い。
- 「思う」5.4%と「少し思う」26.6%を合わせた割合32.0%。
- 「あまり思わない」20.5%と「思わない」7.7%を合わせた割合28.2%。

【4】文化・芸術活動が盛んではないと思う理由はなんですか。

(【3】で「あまり思わない」または「思わない」と回答した方のみ。)

	回答数	割合(%)
市民(団体やサークルを含む)の文化・芸術活動が少ない	82	17.4
文化・芸術活動を鑑賞する機会が少ない	192	40.7
文化・芸術活動についての情報が少ない	203	43.0
行政や民間企業等の支援が消極的である	112	23.7
文化行事を催すホールや博物館などの施設が不十分である	92	19.5
歴史的文化財や街並みが保全されず、活用されていない	52	11.0
地域の郷土芸能が保存・継承されていない	31	6.6
その他	23	4.9
無回答	17	3.6
※複数回答可(2つまで選択) (N=472)	合計	804



- 全体では「文化・芸術活動についての情報が少ない」の203件(43.0%)が最も高く、次いで「文化・芸術活動を鑑賞する機会が少ない」の192件(40.7%)となっている。

(2) 関係法規

1 文化芸術振興基本法

(平成13年法律第148号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針（第七条）

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資

するものであるよう考慮されなければならない。

- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の

- 振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
 (生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)
- 第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
 (文化財等の保存及び活用)
- 第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
 (地域における文化芸術の振興)
- 第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
 (国際交流等の推進)
- 第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。
 (芸術家等の養成及び確保)
- 第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。
 (文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)
- 第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
 (国語についての理解)
- 第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。
 (日本語教育の充実)
- 第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。
 (著作権等の保護及び利用)
- 第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。
 (国民の鑑賞等の機会の充実)
- 第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
 (高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)
- 第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
 (青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考

慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日（平成13年12月7日）から施行する。

2 旭川市文化芸術振興条例

(平成21年旭川市条例第14号)

大雪山・十勝岳連峰のもたらす豊かな自然の恵みによって生まれ、厳しくも四季折々が美しい旭川の大地で、アイヌの人々は自然と共生する豊かな文化を生み出し、また、入植してきた人々のたゆまぬ努力と英知の積重ねによって、個性豊かな文化が築き上げられてきた。

文化芸術は、人々の創造性を高め、感性を豊かにし、暮らしに潤いと安らぎをもたらすとともに、すべての人々に感動と生きる力を与えるものであり、活発な文化芸術活動は、地域への愛情と誇りを人々の心に育て、活力ある地域社会の形成に資するものである。

私たちは、先人から受け継がれてきた歴史とこれまで培われてきた文化芸術を尊重し、未来に向けて継承し、発展させていくとともに、文化芸術の交流と情報の発信を促進し、一人一人が多様な文化芸術の創造に主体的に取り組んでいかなければならない。

ここに、旭川市は、文化芸術の振興に関する基本理念と方向性を明確にするとともに、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、すべての市民が心豊かに充実した生活を営むことのできるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民、民間団体及び事業者（以下「市民等」という。）の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が心豊かに充実した生活を営むことのできる活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、市民の誰もが多様な文化芸術を創造し、享受する権利を有することを踏まえ、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う市民等の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、旭川の特性を生かした文化芸術が未来に向け持続的に発展するよう、文化芸術を担う人材の育成並びに文化芸術に係る交流及び情報の発信の促進が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、市民等の文化芸術に接する機会の拡充及び文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、アイヌの人々をはじめ、先人から受け継がれてきた文化芸術の保存、継承及び発展が図られなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、文化芸術の振興に関する施策に市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民は、自らが文化芸術の担い手であることを自覚し、自主性及び創造性を発揮して文化芸術活動を行うことにより、文化芸術を創造し、発展させる役割を担うものとする。

2 民間団体及び事業者は、自主性及び創造性を発揮して文化芸術活動を行い、又は文化芸術活動を支援することを通じ、文化芸術を創造し、発展させる役割を担うものとする。

(基本計画)

第5条 市は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化芸術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民等の文化芸術活動の促進に関すること。
- (2) 市民等の文化芸術に対する意識の高揚に関すること。
- (3) 文化芸術を担う人材の育成に関すること。
- (4) 文化芸術に係る交流及び情報の発信の促進に関すること。
- (5) 市民等の文化芸術に接する機会の拡充に関すること。
- (6) 文化芸術活動を行いやすくするための環境の整備に関すること。

- (7) 青少年，高齢者，障害者等の文化芸術活動の支援に関する事。
 - (8) 学校教育における文化芸術活動の支援に関する事。
 - (9) アイヌ文化の振興に関する事。
 - (10) 地域の歴史的文化遗产の保存及び活用に関する事。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか，文化芸術の振興に関する重要事項
- 3 市は，基本計画を策定するに当たっては，市民等の意見を適切に反映することができるように必要な措置を講じなければならない。
- 4 市は，基本計画を策定したときは，速やかに，これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は，基本計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第6条 市は，文化芸術の振興に関する施策を実施するため，必要な財政上の措置を講じるものとする。

(顕彰)

第7条 市は，文化芸術の振興に関し功績があったと認められるものを顕彰するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は，旭川市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は，平成21年4月1日から施行する。

③ 旭川市文化芸術振興基金条例

(平成22年旭川市条例第16号)

(設置)

第1条 文化芸術の振興に関する事業に必要な経費の財源に充てるため、旭川市文化芸術振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、文化芸術の振興に関する事業の費途に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(3) 旭川市文化芸術振興基本計画改定に関わる経過

1 次期旭川市文化芸術振興基本計画検討懇話会の設置

① 次期旭川市文化芸術振興基本計画検討懇話会設置要綱

(目的)

第1条 旭川市文化芸術振興基本計画（以下「基本計画」という。）の次期基本計画の策定に当たり、文化芸術の振興について市民等の意見を参考にするため、次期旭川市文化芸術振興基本計画検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次期基本計画の策定についての意見交換等を行う。

(組織)

第3条 懇話会は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が依頼する構成員をもって組織し、人数は10名程度とする。

- (1) 文化芸術活動関係者
- (2) 有識者・学識経験者
- (3) 企業・メディア関係者
- (4) 公募により選考した者

(運営)

第4条 懇話会に座長及び副座長を各1名置く。

2 座長及び副座長は、前条に定める構成員の中から互選により選出する。

3 座長は、会務を総理し、会議の進行をつかさどる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長がかけたときは、その職務を代理

5 座長は、必要があると認めるときには、構成員以外の者の出席を求めることができる。

する。

(会議)

第5条 懇話会は、教育長が招集する。

(任期)

第6条 懇話会の構成員の任期は、教育長が依頼した日から次期旭川市文化芸術振興基本計画の策定までとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、旭川市教育委員会社会教育部文化振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月11日から施行する。

② 構成員構成

氏 名	区 分
阿 部 路 子	企業・メディア関係者
江 口 尚 文	有 識 者・学識経験者
片 山 晴 夫	有 識 者・学識経験者
川 村 祐 子	文化芸術団体関係者
菊 地 秀 雄	公 募
鈴 木 慎 吾	企業・メディア関係者
林 ゆかり	企業・メディア関係者
松 尾 清 子	文化芸術団体関係者
森 田 茂 紀	文化芸術団体関係者
山 口 正 剛	文化芸術団体関係者

(敬称略, 五十音順)

2 旭川市文化芸術振興基本計画改定スケジュール

時 期	項 目
平成 27 年 8 月 27 日	第 1 回次期旭川市文化芸術振興基本計画検討懇話会 ・次期旭川市文化芸術振興基本計画の策定に係る検討について
平成 27 年 10 月 8 日	第 2 回次期旭川市文化芸術振興基本計画検討懇話会 ・計画に盛り込むべき事項等の検討
平成 27 年 11 月 13 日	第 3 回次期旭川市文化芸術振興基本計画検討懇話会 ・計画に盛り込むべき事項等の検討
平成 27 年 12 月 21 日	意見提出手続(パブリックコメント)開始
平成 28 年 1 月 25 日	意見提出手続(パブリックコメント)締切
平成 28 年 2 月 18 日	第 4 回次期旭川市文化芸術振興基本計画検討懇話会 ・計画案の検討 ・意見提出手続(パブリックコメント)の内容確認
平成 28 年 3 月 30 日	教育委員会会議議決(旭川市文化芸術振興基本計画の改定)

表紙デザイン

変わりゆく時代とともに、
変わらない伝統や信念を守り、
四季を通して旭川らしく。

阿部 路子
(基本計画検討懇話会構成員)

旭川市文化芸術振興基本計画

平成28年度～平成39年度

問 合 せ 先 旭川市教育委員会社会教育部文化振興課文化振興係
〒070-0036 旭川市6条通8丁目セントラル旭川ビル7階
TEL：0166-25-7558(直通)／FAX：0166-25-8210
メールアドレス：bunkashinko@city.asahikawa.hokkaido.jp